

豚パルボウイルス感染症生ワクチン

動生剤基準の豚パルボウイルス感染症生ワクチンの 3.3.4、3.3.6 及び 3.3.7 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。

また、小分製品について同基準の一般試験法の異常毒性否定試験の規定を準用して試験を行うものとする。